

○無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準

（目的）

（目的）

第一条 この規則は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準を定めることを目的とする。

第一条 この規則は、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準を定めることを目的とする。

（用語の意義）

（用語の意義）

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。

一 「基幹放送局」とは、法第五条第四項の基幹放送をする無線局

一 「放送局」とは、放送をする無線局（電気通信業務を行うこ

局（地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。）をいう。

とを目的とするものを除く。）をいう。

一の二 「根本的基準」とは、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の免許に関する基本的方針をいう。

一の二 「根本的基準」とは、無線局（放送局を除く。）の開設の免許に関する基本的方針をいう。

二〇五（略）

二〇五（同上）

（その他の一般無線局）

（その他の一般無線局）

第八条 第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局（基幹放送局を除く。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

第八条 第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局（放送局を除く。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一〇九（略）

一〇九（同上）